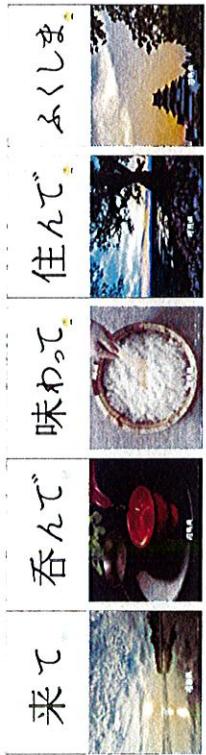


<目次>

令和 3 年度  
福島労働局行政運営方針  
～働く人たちとともに～



**第1 労働行政を取り巻く情勢等**

1 社会経済情勢	1
(1) 人口の動向	1
(2) 経済情勢	1
2 雇用をめぐる動向	2
(1) 雇用失業情勢	3
(2) 非正規雇用労働者の雇用状況	3
(3) 若者の雇用状況	4
(4) 女性の雇用状況	6
(5) 高年齢者の雇用状況	7
(6) 傷害者の雇用状況	8
3 労働条件をめぐる動向	8
(1) 申告・相談等の状況	9
ア 申告の状況	9
イ 労働相談等の状況	10
(2) 労働時間の状況	10
(3) 賃金の状況	11
(4) 労働災害の状況	12
(5) 労災補償の状況	13
4 東日本大震災からの復興に向けた現状	14
(1) 避難等区域の状況	14
(2) 県民の避難状況	15
(3) インフラ整備の現状	15
(4) 原発の廃炉作業に向けた作業の現状	15
(5) 除染等業務、特定復興再生拠点区域再生計画 及び中間貯蔵施設の現状	16
	17

**第2 労働行政の最重点施策**

1 新型コロナウイルス感染症に係る対応	18
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口の運営	18
(2) 雇用維持・継続に向けた支援	19
(3) 各種休暇制度の導入支援	20

(4) 職場における感染症防止対策等の推進	20	(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進	34
(5) 福島労働局職員の感染症防止行動の徹底	20	ア 第13次労働災害防止計画重点業種の労働災害防止対策の推進	34
2 魅力ある職場づくりの推進	21	イ 転倒災害防止対策の推進	35
(1) 動き方改革の推進	21	ウ 高齢者に係る労働災害防止対策の推進	35
ア 長時間労働のは正に向けた取組	22	エ メンタルヘルス対策等の推進	36
イ 履用形態に関わらない公正な待遇の確保	25	オ 治療と仕事の両立に取り組む企業等の支援	36
ウ 「新しい働き方」に対応した雇用型ワークの導入・定着促進	25	カ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底	36
エ パワーハラスマント防止対策の推進	25	(4) 労災補償対策の推進	37
オ 副業・兼業を行う労働者の健康確保の推進	26	ア 迅速・公正な事務処理	37
(2) 正社員希望者・若者の就職支援と職場定着に向けた取組	26	イ 相談者等への懇切・丁寧な対応等	37
ア 正社員転換・待遇改善実現に向けた取組	26	ウ 廃炉作業や除染等業務の従事者への労災保険制度の周知等	37
イ 若者の就職支援と職場定着に向けた取組	26	2 職業安定担当部署の重点施策	37
(3) 女性の活躍及び仕事と家庭の両立支援の推進	27	(1) ウィズコロナ時代における円滑な職業紹介業務の運営	37
ア 女性の活躍の推進	27	による就職支援	38
イ 仕事と家庭の両立支援の推進	27	ア ハローワークのマッチング機能に関する業務	38
ウ 不妊治療を受けやすい休暇制度等の職場環境の整備の推進	28	イ の評価・改善の取組	38
エ 子育てる女性等に対する雇用対策の推進	28	イ ハローワークシステムの刷新を踏まえた職業紹介の充実・強化	38
3 東日本大震災からの復興支援	28	ウ 公正な採用選考システムの確立	38
(1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進	28	エ 就用保険制度の安定的運営	39
ア 原発での廃炉作業に従事する労働者の健康・安全対策等の推進	29	イ (2) 就用吸収力の高い分野への再就職支援の推進	39
イ 除染等業務、汚染土壌等の搬入・搬出業務等に従事する労働者の健康・安全対策等の推進	30	ア 業種・地域・職種を超えた再就職等の促進	39
ウ 中間貯蔵施設等における事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の健康・安全対策等の推進	30	イ 医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援	39
(2) 復興に向けた帰還者・移住者の就労支援の推進	31	40 (3) 就職氷河期世代活躍支援プランの実施	40
ア 避難県民の帰還のための就労支援の推進	31	ア 就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームの無業者の支援	41
イ 浜通り地域への移住者・定住者の就労支援の推進	32	41 (4) 新規学校卒業者の就職支援	41
工 偽装請負・違法派遣対策の推進	30	ア 新規高卒者等に対する就職支援	41
(2) 復興に向けた帰還者・移住者の就労支援の推進	31	イ 新規大卒者等に対する就職支援	42
ア 避難県民の帰還のための就労支援の推進	31	(5) 高齢者の就労・社会参加の促進	42
イ 浜通り地域への移住者・定住者の就労支援の推進	32	ア 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援	42
1 労働行政の重点施策	33	イ 生涯現役支援窓口における高年齢求職者に重点を置いた就職支援	43
(1) 労働条件の確保・改善対策の推進	33		
ア 基本的労働条件の確立	33		
イ 未払賃金立替払の適切・迅速な実施	33		
(2) 最低賃金制度の適切な運営	34		

### 第3 労働行政の重点施策

- 1 労働基準担当部署の重点施策
  - (1) 労働条件の確保・改善対策の推進
  - ア 基本的労働条件の確立
  - イ 未払賃金立替払の適切・迅速な実施
  - (2) 最低賃金制度の適切な運営

## 第1 労働行政を取り巻く情勢等

ウ シルバー人材センター等の地域における多様な就業機会の確保	43
(6) 障害者雇用対策の推進	43
ア 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援	43
イ 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援の強化	44
ウ 多様な障害特性に対応した就労支援の強化	44
(7) 外国人及び配慮を必要とする者に対する支援	44
ア 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、	44
外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援	44
イ 外国人求職者等に対する就職支援	45
ウ 生活保護受給者等対策の推進	45
エ 工がん患者等長期療養者支援	45
(8) 地域雇用対策の推進	45
(9) 労働力需給調整事業の適正な運営の推進	46
ア 労働者派遣事業の適正な運営	46
イ 職業紹介事業の適正な運営	46
(10) 公的職業訓練の推進及び職業能力開発への支援	47
ア 地域のニーズを踏まえた公的職業訓練（ハロートレーニング）の実施	47
イ 公的職業訓練への適正な受講あつせん及び就職支援	47
3 雇用環境・均等担当部署の重点施策	48
(1) 総合的ハラスマント対策の推進	48
(2) 個別労働紛争の解決の促進	48
イ 総合労働相談コーナーの適切な運営	48
ア 個別労働関係紛争解決促進法に基づく効果的な助言・指導	48
ウ 及びあつせんの実施	49
エ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法関係の紛争解決の援助	49
4 労働保険適用徴収担当部署の重点施策	49
(1) 労働保険の未手続事業一括対策の推進	49
(2) 労働保険料等の適正徵収等	50
(3) 電子申請の更なる利用促進	50

### 1 社会経済情勢

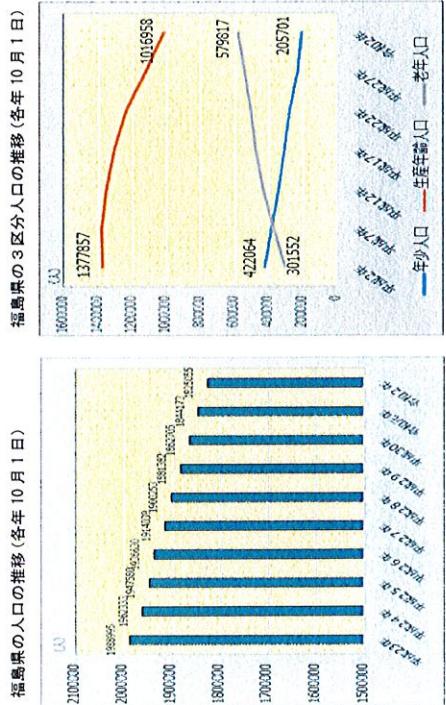
#### (1) 人口の動向

福島県の人口は、平成10年1月には2,138,454人の最高値を記録したが、その後は減少に転じ、年々減少幅が拡大傾向にあった中、平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所における事故（以下「原発事故」という。）により、多くの県民が他県へ避難したことにより、同年7月には昭和53年以来33年ぶりに200万人を割り込むに至った。その後、少子高齢化とともに県外への人口流出がより一層進んだことから、平成28年11月には戦後初めて190万人を割り込むに至り、令和3年2月の推計人口（福島県「福島県現住人口調査月報（令和3年2月1日現在）」）では、181万9千人となり、ピーク時に比べ、約30万人の減少となっている。

令和2年の人口動態をみると、自然動態（出生者数－死亡者数）が13,063人、社会動態（転入者数－転出者数）が6,156人のマイナスであり、全体では19,219人の減少となつた。前年と比較すると、自然動態の減少数は291人減少する一方、社会動態の減少数は429人増加している。

また、年齢3区分別の人口（令和2年10月現在）は、年少人口（0～14歳）が205,701人、生産年齢人口（15～64歳）が1,016,958人、老年人口（65歳以上）が579,817人となっており、それぞれ県人口の11.4%、56.4%、32.2%を占めている。平成2年との構成比でみると、年少人口は8.7ポイント減少、生産年齢人口は9.2ポイント減少、老年人口は17.8ポイントの増加となつており、高齢化が進展し、年少及び生産年齢人口は減少傾向にある。（福島県「令和2年福島県現住人口調査年報」）

福島県では、「地域創生・人口減少対策本部会議」において、平成27年11月に、「福島県人口ビジョン」を策定（令和元年12月更新）しており、ビジョンによると、避難者の動態予測を含めた県独自の推計では、2040年（令和22年）の福島県の人口は約143万人にまで減少するものと推計されている。



## (2) 経済情勢

県内の経済は、日本銀行福島支店「福島県金融経済概況(2021年2月分)」によると、「省内景気は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により、外持ち直しの動きが鈍化している。」としている。

また、個人消費は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により、外食や旅行等のサービス消費を中心に減少している。公共投資は、東日本大震災からの復興関連工事、東日本台風等の復旧関連工事を中心に、増加している。鉱工業生産は、自動車関連のペントアップ需要が一巡していることに加え、福島県沖地震の影響により、幅広い業種で減産を余儀なくされていることから、持ち直しの動きが足踏みしている。とされている。

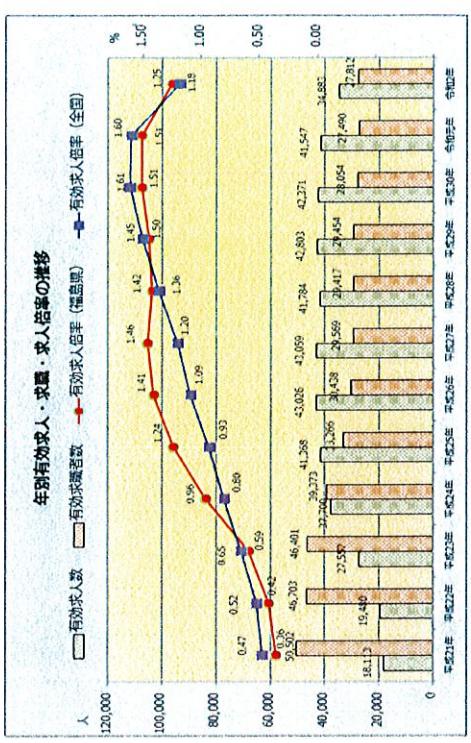
なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関し、県内の企業等から福島労働局の特別相談窓口や県内ハローワークに寄せられた相談においては、令和2年12月以降の感染再拡大等を受けて、自請要請の強まりなどによって経済活動や消費が抑制される状況などを懸念する声も少なからず聞かれる一方で、生産活動においては、需要の回復による事業環境の改善もみられるところである。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束目処の不透明感から先行きに対する不安は残り、県内経済の先行きにはなお予断を許さないものと見込まれる。

## 2 屋をめぐる動向

### (1) 屋用失業情勢

県内の令和2年平均の有効求人倍率(原数值)は1.25倍で、前年に比べ0.26ポイント低下し、平成25年平均の1.24倍と同等水準となったものの、4年ぶりに全国平均を上回った。平成30年から令和元年にかけて1.5倍台の高水準で推移してきたが、令和2年に入つてから、新型コロナウイルス感染症の影響による人材需要の後退が続いたことなどによつて、有効求人倍率は低下傾向で推移した。

有効求人數(原数值)は、平成25年以後、全国的な雇用環境の改善から4万人を超える高水準を維持していたが、令和2年以後においては、海外経済の減速やそれに続く新型コロナウイルス感染症の影響などにより、3万人台に減少した状況で推移している。一方、有効求職者数(原数值)は、平成27年以降、雇用への吸収が進んだことに加え、定着率の向上が図られたことなどにより、3万人を下回る低い水準にあつたものの、令和2年においては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業主都合離職者が増加したことなどに伴い、前年を上回つて推移した。



正社員の有効求人倍率(原数值)は、令和2年平均で0.98倍となり、平成29年平均の0.97倍以来、3年ぶりに1倍を下回つた。特に、製造業や宿

泊・飲食サービス業から正社員求人の落ち込みが目立つものとなつた。地域別の有効求人倍率（原数値）では、令和2年平均で、県北1.14倍、県中・県南1.21倍、会津1.04倍に対して、相双2.02倍、いわき1.39倍と浜通り地域が高くなっている。

職業別（一般・常用）の有効求人倍率では、保安（警備・交通誘導等）、建設、サービス（介護、接客・給仕）、専門・技術（技術者、医療・福祉専門職等）、輸送等運転の職業は高く、事務、配送・清掃等の職業は低い状況が続いている。

総じて、県内の雇用失業情勢は、有効求人倍率はなお1倍を上回って推移しているものの、求人の減少傾向が続いている、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、予断を許さない状況にある。

## （2）非正規雇用労働者の雇用状況

県内の雇用者（会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者）を雇用形態別にみると、平成29年には正規雇用労働者（一般職員又は正社員、以下「正社員」という。）が51万3千人（男35万人・女16万3千人）、非正規雇用労働者（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等）が27万6千人（男9万2千人・18万4千人）であり、非正規雇用労働者の割合は35.0%となつており、5年前に比べ微増している。

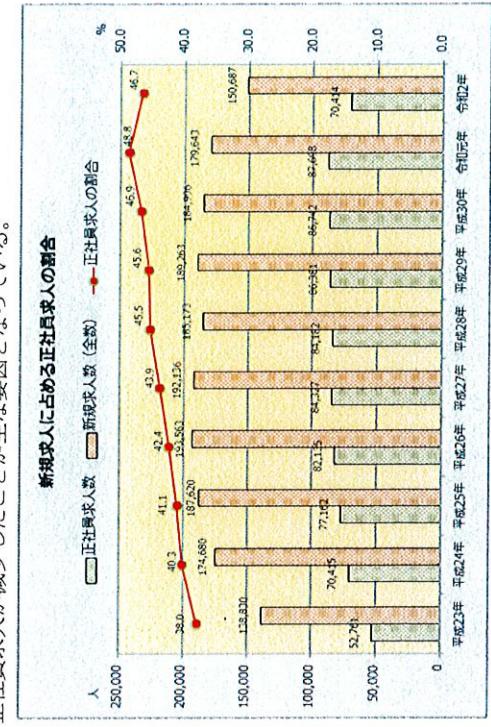
### 雇用者に占める非正規労働者の割合（福島県）



（資料出所：福島労働局統計）

非正規雇用労働者について、現在の雇用形態に就いている主な理由別にみると、「自分の都合のよい時間に働きたいから」とした者の割合が21.6%と最も高く、次いで、「家計の補助・学費等を得たいから」が21.3%、「正社員の仕事がないから」が16.6%となつていて。（総務省「平成29年就業構造基本調査」）

また、県内の新規求人數に占める正社員求人數をみると、平成23年の38.0%から令和元年の48.8%まで年を追うごとに上昇していくが、令和2年平均は46.7%と前年を下回った。前年までは、多くの業種で人手不足の状況が続いていたため、人材確保の観点から待遇の改善等を図る動きとして、正社員求人數の割合が高まっていたが、令和2年においては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、製造業や宿泊・飲食サービス業を中心にして正社員求人が減少したことなどが主な要因となつていて。



（資料出所：福島労働局統計）

### (3) 若者の雇用状況

県内の高等学校を令和3年3月に卒業する生徒の就職活動については、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、例年より1ヶ月遅れて選考が開始された。

こうした原因から、令和3年2月末時点での就職を希望している生徒3,995名の就職内定率は98.0%（昨年同時期96.5%）と昨年同時期より低下している。

一方で、県内での就職を希望する生徒は増加しており、就職内定者の県内比率は74.9%と昨年同時期より1.2ポイント上回っている。

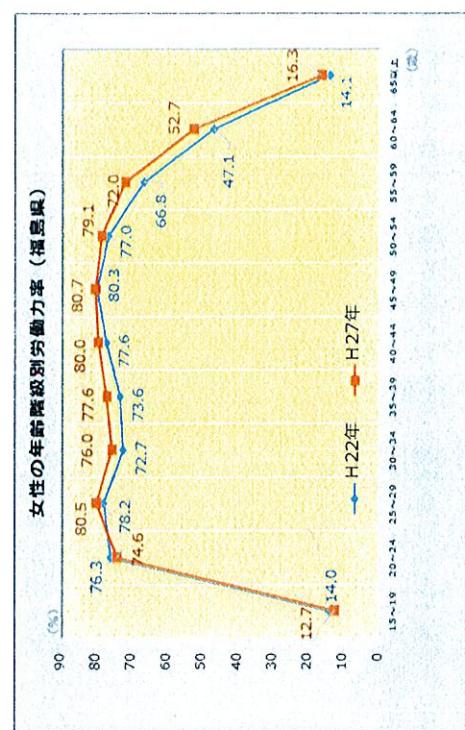
また、就職後の定着状況についてみると、平成29年3月卒業の新規高卒者の就職後3年以内に離職する割合は、福島県内では40.2%と全国平均の39.5%を上回り、依然として4割程度が就職後3年以内に離職している状況にあるが、平成30年3月卒業者の2年目離職率および平成31年3月卒業者の1年目離職率については、全国平均より1.0ポイント下回り、改善傾向にある。

### (4) 女性の雇用状況

県内の女性雇用者数は、平成29年には34万7千人であり、5年前に比べ約2千人減少しており、雇用者総数に占める女性雇用者の割合は43.9%と2.1ポイント低下している。また、女性雇用者のうち正社員は16万3千人で、5年前に比べ3千人減少しており、全国的には、増加しているにもかかわらず、県内においては減少している。

女性労働者の平均年齢は47.2歳、平均勤続年数は13.3年となっており、いずれも全国平均を上回っている。（総務省「平成29年就業構造基本調査」）県内女性の労働力率を年齢階級別にみると、「25～29歳」（80.5%）と「45～49歳」（80.7%）を左右のピークとし、「30～34歳」（76.0%）を底とするM字カーブを描いているが、5年前と比べてM字型の底の値は3.3ポイント上昇している。（総務省「平成27年国勢調査」）

また、一般労働者（常用労働者のうち短時間労働者を除く。）の所定内給与額は、女性は251,000円で前年比1.4%増となっており、男女間の賃金格差（男性=100）は、前年を0.9ポイント縮小して74.3となっている。（厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」）



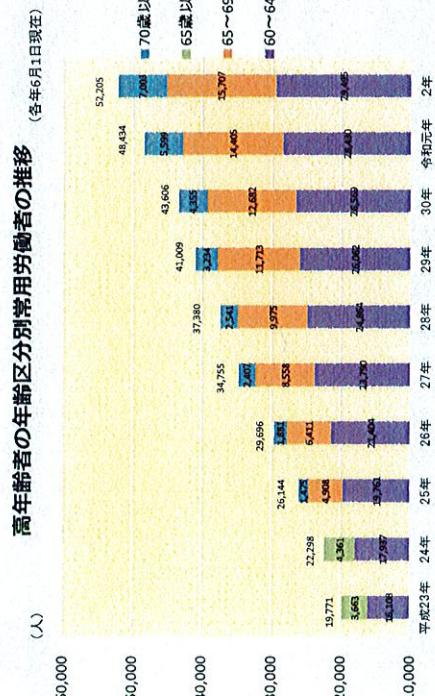
(資料出所：総務省「平成27年国勢調査」)

### (5) 高年齢者の雇用状況

令和2年6月1日現在の31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は52,205人であり、常用労働者数の16.2%を占めている。年齢階級別に見ると60～64歳が29,495人、65～69歳が15,707人、70歳以上が7,003人となっており、改正高年齢者雇用安定法が施行された平成25年以降、各年齢区分とも毎年増加している。

令和2年のパートを含む常用の新規求職申込件数は9,846人、就職件数は1,830件となり、改正高年齢者雇用安定法が施行された平成25年との比較では、新規求職申込件数で2.4倍、就職件数は2.3倍となっている。

また、65歳までの高年齢者雇用確保措置（従業員31人以上）については、講じている企業の割合は99.8%となっており、このうち66歳以上まで働く制度のある企業の割合は36.6%、70歳以上まで働く制度のある企業の割合は33.7%と年々増加傾向で推移している。

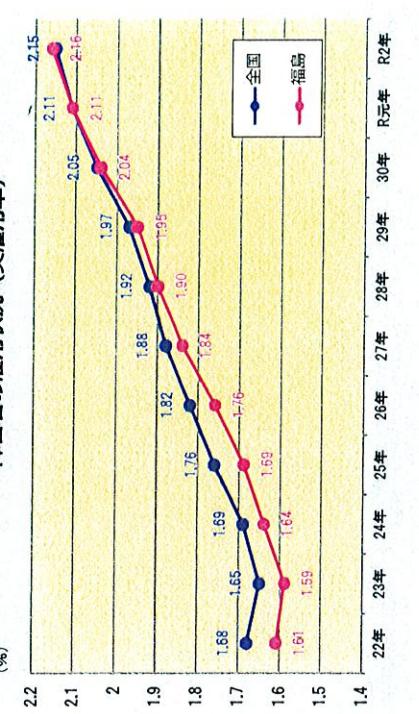


ていない。

新規求職申込件数は3,105件であり、過去最高を更新したが、就職件数は1,409件となり、昨年より104件（6.9%）減少した。

公務部門については、多くの市町村等において、令和2年度より会計年度任用職員が法定雇用率算定の基礎となる「常時勤務する職員」に該当することとなり、母数が前年度より16.8%増えたことから、実雇用率が2.07%と前年度から0.4ポイント下回っている。

### (6) 障害者の雇用状況



### 3 労働条件をめぐる動向 (1) 申告・相談等の状況 ア 申告の状況

県内の各労働基準監督署（以下「監督署」という。）では、労働基準関係法令違反の申告を受け、その是正に向けた対応を行っているが、令和2年の申告対応件数は454件で、前年比44件（8.8%）減となっている。業種別では、建設業の占める割合が33.4%と最も高く、次いで接客娛樂業が15.4%、商業が12.4%となっている。申告事項別では、「賃金不払い」の占める割合が70.9%と最も高く、次いで「解雇」が16.3%となっている。

(6) 障害者の雇用状況

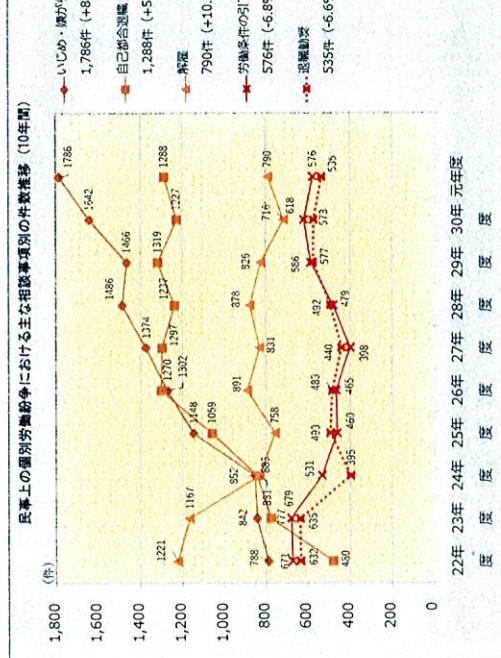
令和2年6月1日現在の民間企業における雇用障害者数は5,170.5人であり、過去最高を更新している。実雇用率も2.16%と9年連続で過去最高を更新したが、法定雇用率2.2%（令和3年3月1日から2.3%）には達しない。

## 労働相談等の状況

令和元年度の県内 10 か所の総合労働相談コーナーに寄せられた相談の件数は 17,213 件で、前年度より 3.1% 増加した。このうち、民事上の個別労働紛争に係る相談は、前年度に比べ 0.4% 増加の 5,679 件であり、主な相談事項は、「いじめ・嫌がらせ」(1,288 件)、「自己都合退職」(1,288 件)、「解雇」(90 件) の順となっている。

また、雇用環境・均等室に寄せられた令和元年度の男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等に係る相談は 871 件であり、育児・介護休業法に係る相談が約 58.3% を占め、次いでセクシュアルハラスメントの相談が 13.7%、妊娠・出産等を理由とする不利益扱いが 6.1% となっている。

さらに、県内の企業からは、平成 31 年 4 月 1 日から施行された改正労働基準法で定める年 5 日の年次有給休暇の取得義務化や時間外労働の上限規制に対応する実務的な質問や相談が寄せられている。



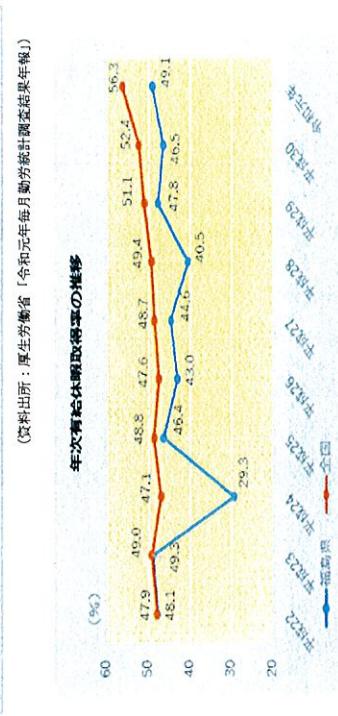
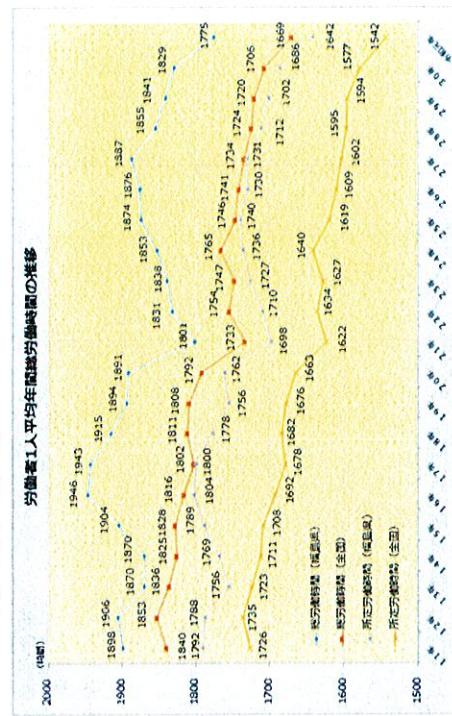
## (2) 労働時間の状況

県内の令和元年の一人平均の年間総労働時間は、年間 1,775 時間となつており、短縮化傾向にはあるが、全国平均 (1,669 時間) とは、106 時間の開

きがある。

業種別にみると、「建設業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」の順で長くなっている。(厚生労働省「令和元年毎月勤労統計調査結果年報」)

また、県内の令和元年の年次有給休暇の取得率は、49.1% であり、増加傾向にはあるが、全国平均 (56.3%) とは、7.2% の開きがある。(厚生労働省「令和 2 年就労条件総合調査」)



(資料出所：令和 2 年就労条件総合調査の特別集計を基に雇用環境均等局職業生活立場が作成したデータ)

## (3) 賃金の状況

県内の一人平均の月間現金給と総額は 297,503 円となつており、前年比で 2.4% 増加しているが、全国平均 322,689 円とは 25,186 円の開きがある。

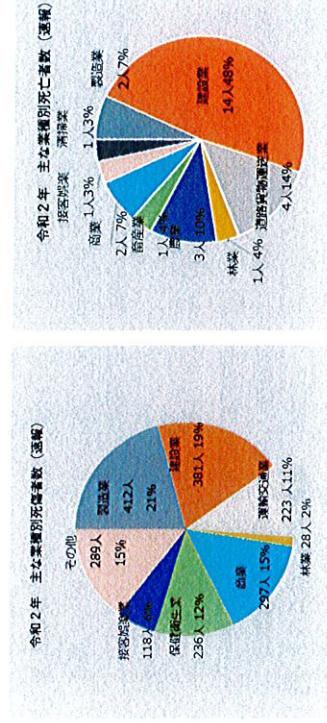
#### (厚生労働省「令和元年毎月勤労統計調査結果年報」・調査産業計・事業規模 5人以上)

令和2年10月2日から適用する福島県最低賃金は、時間額で800円であり、前年比で2円(0.25%)引き上げられた。平成29年以来、3年連続で3%以上の引上げとなっていたが、令和2年の改正は、東日本大震災の平成23年(1円引上げ)以来の低い引上げ水準となつた。

#### (4) 労働災害の状況

県内の令和2年の労働災害発生状況(令和3年3月速報値)は、休業4日以上の死傷者数(以下「死傷者数」という。)は1,984人であり、対前年比83人(4.4%)増加し、また、死傷者数のうち死亡者数(以下「死亡者数」という。)は29人であり、対前年比9人増加となつてている。

業種別にみると、死傷者数については、第三次産業が883人(対前年比67人(8.2%)増加)と最も多く、全産業の4割以上を占めており、製造業が412人(対前年比37人(8.2%)減少)、建設業が381人(対前年比47人(14.1%)増加)、運輸交通業が223人(対前年比17人(8.3%)増加)の順となつている。



また、死亡者数については、建設業が14人(対前年比7人増加)と最も多く、全産業の約半数を占めており、運輸交通業が4人(対前年比3人増加)、農業が3人(対前年比3人増加)、第三次産業が3人(対前年比3人減少)、製造業が2人(対前年比3人減少)、林業が1人(前年同数)、畜産業が1人(対前年比1人増加)となつている。

#### (5) 労災補償の状況

令和元年度における県内9労働基準監督署の労災補償の状況は、総支給件数78,594件、新規受給者数9,565人であり、過去3年間をみても、ほぼ横ばい状況で推移している。

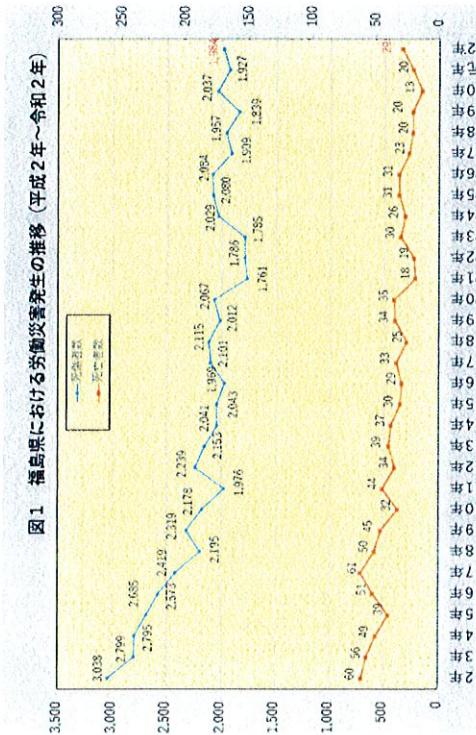
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総支給件数	79,678件	79,015件	80,019件	78,594件
新規受給者数	9,607人	9,422人	9,734人	9,565人

過労死等による労災請求件数は、脳・心臓疾患に係る労災請求件数が9件、精神障害に係る労災請求件数が28件であった。精神障害に係る事案は前年度と比較して6件増加し、近年、増加傾向にある。

また、石綿関連疾患に係る労災請求件数は11件であった。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
脳・心臓疾患	12件	15件	10件	15件
精神障害	20件	16件	22件	28件
石綿関連疾患	16件	10件	4件	11件

※令和2年は速報値、それ以外は確定値 (資料出所：福島労働局業務統計)



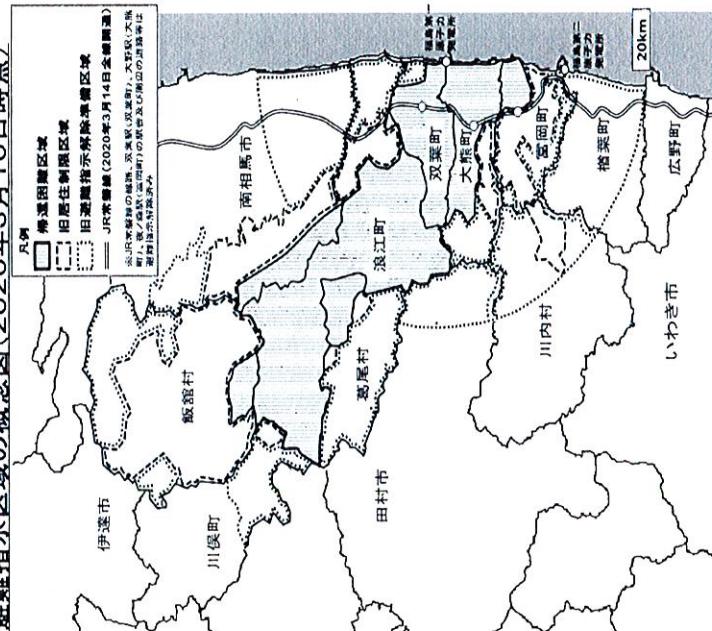
原発事故に伴う東京電力福島第一発電所での廃炉作業や除染作業に従事した労働者等からの放射線被ばくにより、がん等の疾病を発症したとする請求もみられる。

#### 4 東日本大震災からの復興に向けた現状

##### (1) 避難等区域の状況

原発事故に伴い設定された避難等区域のうち、避難指示解除準備区域については、平成26年の田村市・川内村に続いて、平成27年9月5日に楢葉町・平成28年6月12日に葛尾村、同年7月12日に南相馬市において、それぞれ避難指示が解除された。

避難指示区域の概念図(2020年3月10日時点)



また、飯館村及び川俣町における居住制限区域及び避難指示解除準備区域についても平成29年3月31日に解除されたほか、浪江町は同年3月31日に、富岡町は同年4月1日に、大熊町は平成31年4月10日に一部解除された。

(1) 避難区域の概念図

さらに、双葉町の避難指示解除準備区域が令和2年3月4日に解除されたほか、特定復興再生拠点区域と認定された一部であるJR双葉駅(双葉町)周辺が令和2年3月4日に、大野駅(大熊町)周辺が同年3月5日に、夜ノ森駅(富岡町)周辺が同年3月10日に解除された。

なお、特定復興再生拠点区域全域については、双葉町、大熊町、大熊町、葛尾村が令和4年春頃までに、浪江町、富岡町、飯館村は令和5年春頃までに解除される予定となっている。

#### (2) 原民の避難状況

東日本大震災及び原発事故による避難者は、平成24年5月のピーク時の16万4,865人からは減少しているものの、令和3年2月現在、35,700人(県内:約7,200人、県外:約28,500人)を超えている状況にある。

県外への避難者は、東北では宮城県、山形県、関東では東京都、茨城県、埼玉県、栃木県及び新潟県が多いが、震災から10年経過しても多数の県民が避難先で生活している背景には、震災の長期化によって子供の学校や新しい仕事など避難先で生活基盤が固まつたこと、また、被災地において病院や商業施設、学校などの生活インフラが十分に整つたとの判断がなされていないなどの理由から、帰還が進まない状況にある。

#### (3) インフラ整備の現状

住環境の再建については、最終的には、地震・津波被災者や原発避難者向けの復興公営住宅を福島県等が県内各地に約8,383戸整備される予定であり、このうち8,164戸が完成し(令和3年2月末現在)、入居が進められている。

地震・津波被害を受けた公共土木施設等については、災害復旧工事査定決定数2,158か所のうち97.4% (令和3年2月末現在)について工事が完了している。

交通網については、平成27年3月に常磐自動車道が全面開通したほか、

建設中の東北中央自動車道では、平成 29 年 11 月に福島～米沢北間が開通し、平成 30 年 3 月以降福島～相馬間では、令和元年 12 月に常磐自動車道に繋がり、令和 3 年のゴールデンウイーク前後に全線が東北自動車道までの開通予定である。

鉄道については、一部不通となっていた JR 常磐線は、平成 29 年 4 月から部分的に開通し、令和 2 年 3 月 14 日には、浪江～富岡間の運転再開により全線開通している。  
(出所：「ふくしま復興のあゆみ」福島県新生ふくしま復興推進本部)

#### (4) 原発の廃炉作業に向けた作業の現状

東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）の廃炉作業については、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、使用済燃料プールにある燃料や燃料デブリの取り出し完了に向けた作業を中心に行っていている。

使用済燃料プールからの燃料の取り出しが、平成 26 年 12 月に 4 号機において取り出しが完了したほか、3 号機は令和 9 年度から令和 10 年度の取り出しが完了している。また、1 号機は令和 6 年度から令和 8 年度の取り出しが完了している。2 号機は令和 6 年度から令和 8 年度の取り出しが開始に向けた準備作業が進められている。

燃料デブリの取り出しが、平成 31 年 2 月に接觸調査が行われ、令和 3 年の取り出しが開始に向けた準備作業が進められていたところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により延期する方針が発表され、1 年程度延期される見込みとなっている。

このほかにも、福島第一原子力発電所内では、防潮堤の建設工事、廃棄物の処理・保管施設の建設工事、汚染水対策のための汚染水処理、敷地舗装、タンクの増設等が進められている。

労働環境の面では、労働者の身体的負担の軽減等を目的として、一般作業服等で作業が可能となるエリアが順次拡大されており、そのエリアは構内全域の 96% にまで達している。

このような状況の中、令和 2 年に福島第一原子力発電所内で発生した休業

4 日以上の死傷災害（以下「死傷災害」という。）は 2 件（前年 3 件）となっている。

#### (5) 除染等業務、特定復興再生拠点区域復興再生計画及び中間貯蔵施設の現状

平成 30 年 3 月までに帰還困難区域を除く地域での面的除染作業が完了したが、帰還困難区域が設定されている町村においては、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、区域内の帰還環境整備に向けた除染・家屋解体、道路・上下水道等のインフラ整備等が集中的に行われている。

また、これまで県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等（以下「汚染土壌等」という。）については、最終処分までの間、中間貯蔵施設において保管・保管することとなっており、約 1,400 万 m<sup>3</sup> の汚染土壌等が中間貯蔵施設に搬入されることとなっている。中間貯蔵施設には、令和 3 年 3 月 11 日時点で、約 1,051 万 m<sup>3</sup> の汚染土壌等が搬入されたところであり、令和 3 年度末までに搬入が概ね完了する予定となっている。

このような状況の中、令和 2 年に中間貯蔵施設の建設・運営中に発生した休業 4 日以上の死傷災害は 12 件（前年 16 件）となっている。